

当院から外部機関への試料提供について

当院から外部機関への試料提供は、診療科が主体となつて行う「共同研究」とバイオバンクが主体となつて行う「分譲」があります

共同研究：診療科主体

- 診療科と外部機関で共同研究契約を締結する（研究費、成果物の扱いも協議で決定）
- 倫理審査申請、試料採取・受渡し、事務手続きは診療科で行う
- 診療科からの専門的な助言を受けることができるが、成果物の権利を独占できない

分譲：バイオバンクより払出し

- MTAの締結により試料提供を行う（共同研究契約の締結不要）
- 同意取得、試料採取を診療科に協力を依頼する
- 院内細則で定められた分譲手数料を徴収する
- 成果物の権利は外部機関に帰属する（謝辞への記載などは協議の上、決定）

バイオバンクで収集した試料の外部機関への提供

バイオバンクで収集した試料は、通常、「分譲」という形で提供されます。「分譲」は契約や搬送などの手続きをバイオバンクが行います。バイオバンクは倫理指針上、「試料・情報の収集・提供を行う機関」となり、共同研究機関ではありません。

試料の分譲（提供）にあたって、Material Transfer Agreement (MTA, 試料移転合意書) を締結します。試料分譲に関する費用は筑波大学附属病院の細則で定められており、分譲先（外部機関）に請求することになります。 *ご希望があれば費用リストを送付いたします

分譲した試料を使って得られた成果物は、分譲先（外部機関）に帰属し、筑波大学には帰属しません。ただし、学会・論文発表時の共同演者・共著者、謝辞への記載については、協議の上、MTAで定めることができます。

試料分譲までの流れ

試料の分譲は以下の6つのステップで進めます

内容によっては診療科との共同研究を提案します

1. 相談受付

事務局とメールなどで打ち合わせを行い、試料を分譲できる可能性があるかを検討します

2. 事前相談

研究対象者の選定や試料採取に関与する診療科・施設を交えた協議を行い、分譲の可否を決定します

3. 申請内容確認

倫理審査に諮る内容(研究計画書)をバイオバンクセンターと関連診療科で確認させていただきます

4. 倫理審査

所属機関で倫理審査に諮って下さい(審査受託機関に依頼をして審査に諮っても構いません)

5. 分譲審査

倫理審査の承認が得られた後にバイオバンクセンターに分譲に関する申請をして下さい

受付後、2-3週間程度で結果を通知します

6. MTA締結

分譲審査の承認が得られた後にMTAを締結して、試料を分譲します

分譲審査に必要なもの

分譲審査(申請)には以下の書類が必要になります

- 分譲審査申請書
- 所属機関(または受託機関)の倫理審査に使用した研究計画書(写)
- 倫理審査結果通知書(写)
- バイオバンクセンター様式(分譲審査用)の研究計画書
- 分譲希望試料リスト(既存試料の場合)
- 情報公開文書または通知文書

* 青字のものはバイオバンクセンターで様式を用意しています

- 書類の作成はバイオバンクセンターがサポートします
- 情報公開文書, 通知文書はバイオバンクセンターの様式を使用しなくても構いません
- 分譲にあたり, 必要であれば事前に秘密保持契約を締結いたします
- 秘密保持契約書とMTAの雛形もバイオバンクセンターで用意しておりますが, ご自身で用意されたものを使用していただいても構いません